⑶　工事場所
①及び②　宮城県石巻市長面地内
③　宮城県石巻市長面・釜谷地内
⑷　工事内容
①　築堤工事　延長Ｌ＝930.0m、地盤改良工１式、法覆護岸工１式、工事用道路工１式、土留・仮締切工１式
②　築堤工事　延長Ｌ＝1,303.0m、掘削工１式、地盤改良工１式、法覆護岸工１式、根固め工１式、工事用道路工１式、土留・仮締切工１式
③　築堤工事　延長Ｌ＝1,150.0m、掘削工１式、盛土工１式、地盤改良工１式、法覆護岸工１式、根固め工１式、工事用道路工１式、土留・仮締切工１式
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成25年３月29日まで（①、②及び③）
⑹　使用する主要な資機材
①　土砂約100,700㎥、岩ズリ約37,000㎥、鋼矢板（ｌ＝8.0m）約2,100枚、大型連結ブロック約9,200㎡
②　土砂約65,000㎥、岩ズリ約19,000㎥、鋼矢板（ｌ＝8.0m）約1,450枚、大型連結ブロック約10,000㎡、根固めブロック約3,050個
③　土砂約68,700㎥、岩ズリ約35,000㎥、鋼矢板（ｌ＝8.0m）約1,300枚、大型連結ブロック約4,200㎡、根固めブロック約10,000個
⑺　工事実施形態
①　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。
なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。
なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。
（実施要領等については、国土交通省ホームページを参照　http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekkei.html）
②　本工事は、入札時に施工方法等に関する技術提案（以下「技術提案」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ（総合評価落札方式）の適用工事である。
③　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
④　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑤　本工事は、「土木請負工事工事費積算基準」等により各種工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率（率分）及び現場管理費率にそれぞれの補正係数を乗じることとしていることから、見積にあたっては留意すること。
なお、補正係数については入札説明書に記載している係数とする。
⑻　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。
なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること。上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成９年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した、次の①から③までの要件を満たす一般土木工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。なお、経常建設共同企業体（甲型）（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、経常ＪＶとしての実績がない場合は、構成員のうち何れか１社が下記①から③までの要件を満たす施工実績を有すること。
①　河川堤防の築堤工事において、築堤盛土が30,000㎥以上の施工実績を有すること。
②　地盤改良工として、施工深度が５m以上の施工実績を有すること。
③　当該施工実績が適切なものであること。
適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。また、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港部を除く。）に係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が65点数未満のものではないこと。
ただし、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記③の要件を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。
なお、①から③は同一の堤防で施工した実績であること。
⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
ただし、本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任は要しない。
なお、本公告において配置できる技術者は、１名とする（①から③の工事で１名）。
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　平成９年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次の㋐から㋒までの要件を満たす一般土木工事の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
㋐　河川堤防の築堤工事において、築堤盛土が30,000㎥以上の施工経験を有すること。
㋑　地盤改良工として、施工深度が５m以上の施工経験を有すること。
㋒　当該施工経験が適切なものであること。
適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。また、当該施工経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港部を除く。）に係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が65点数未満のものではないこと。
ただし、申請書及び確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、上記㋒の要件を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。
なお、㋐から㋒は同一の堤防で施工した経験であること。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
④　経常ＪＶにあっては、全ての構成員が、主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できることとし、うち１人が上記①及び②の要件を満たしていること。
なお、監理技術者の場合は上記③の要件についても満たしていること。